

新潟市保育料等口座振替事務取扱要領

(目的)

第1条 保育料等の納入方法を合理化し、市民の納入の利便を図るとともに納期内納付の向上を期することを目的とする。

(対象者)

第2条 口座振替の対象者は保育料等の納入義務者とする。

(対象科目)

第3条 口座振替の対象とする保育料等は、当該指定納期限の保育料、延長保育料及び新潟市立保育所等(新潟市立保育所等における副食の提供に関する要綱第1条に規定する「新潟市立保育所等」をいう。)で満3歳以上保育認定子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に提供する副食(新潟市立保育所等における副食の提供に関する要綱第2条に規定する「副食」をいう。)費とする。

(取扱金融機関)

第4条 口座振替事務の取扱金融機関は、新潟市指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関(以下「取扱金融機関」という)とする。

(指定預金口座)

第5条 口座振替の指定口座は、納入義務者の指定した名義人の普通預金、当座預金、通常貯金等であって、当該取扱金融機関の承諾を得た1口座とする。

(申込手続)

第6条 口座振替をしようとする納入義務者は、新潟市保育料等口座振替依頼書(様式1号1。以下「振替依頼書」という)、新潟市保育料等口座振替納付届(様式2号。以下「納付届」という)及び新潟市保育料等口座振替依頼書(控)(様式1号2。以下「振替依頼

書（控）」という）を取扱金融機関に提出する。

（取扱金融機関の処理）

第7条 振替依頼書、納付届及び振替依頼書（控）の提出を受けた取扱金融機関は記載内容を確認のうえ受理し、振替依頼書を保管し、納付届に確認印を押印のうえ市に送付し、振替依頼書（控）を納入義務者に返戻する。

（市の処理）

第8条 取扱金融機関から納付届の送付があったときは、記載内容を確認のうえ受理し、口座振替に係わる所定の事務処理をする。

（口座振替通知書の送付）

第9条 保育料口座振替通知書は、保育料決定通知書及び保育料変更通知書の送付をもって、これに代えるものとする。延長保育料口座振替通知書は、市から納入義務者に送付する。副食費口座振替通知書は、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第13条第4項第6号に規定する説明をもって、これに代えるものとする。なお、副食費が免除になる場合は、新潟市立保育所等に別に通知する。

（納付書等の送付）

第10条 保育料等の納付書は、各月ごとに取扱金融機関へ納期限の6営業日前までに、保育料口座振替納付書送付書を振替科目ごとに添付し送付する。ただし、電子媒体交換により口座振替を行う取扱金融機関については、納入義務者の納付額等を記録した電子媒体を納付書に代えるものとする。

（振替日）

第11条 口座振替を行う日（以下振替日）は、各納期の最終日とする。

（振替納付の事務処理）

第12条 取扱金融機関は、振替日に納入義務者の指定預金口座から納付書に記載した金額、又は電子媒体に記録した金額を払い出して納付する。

2 取扱金融機関は、口座振替用領収済通知書に保育料口座振替報告書を振替科目ごとに

添付して、指定金融機関を経由し市に返戻する。この場合において、電子媒体交換により口座振替を行う取扱金融機関は、保育料口座振替報告書については、振替科目ごとに指定金融機関を経由して市に送付するとともに、電子媒体を振替日の4営業日後までに市に返戻する。

(納入済通知書の送付)

第13条 各納期の領収書は省略し、これにかわるものとして納入義務者の申出により納入済証明書(様式3号)を納入義務者へ送付する。

(振替不能の取り扱い)

第14条 取扱金融機関は、振替日において振替不能のものがあるときは、当該納付書に理由を付して保育料口座振替報告書とともに、指定金融機関を経由し市に返戻する。ただし、電子媒体交換により口座振替を行う取扱金融機関については、電子媒体にその理由を記録して、市に送付する。

2 前項の場合において、市長は、振替不能分の納付書を作成し、口座振替不能通知書を添付して納入義務者へ送付する。

(口座振替の廃止)

第15条 納入義務者が口座振替を廃止しようとするときは、新潟市保育料等口座振替廃止届(様式4号1、様式4号2。以下「廃止届」という)及び新潟市保育料等口座振替廃止届(控)(様式4号3。以下「廃止届(控)」という)を取扱金融機関に提出する。

2 廃止届及び廃止届(控)の提出を受けた取扱金融機関は、記載内容を確認のうえ受理し、廃止届(様式4号1)を保管し、廃止届(様式4号2)に確認印を押印のうえ市に送付し、廃止届(控)を納入義務者に返戻する。

3 市長は、取扱金融機関から廃止届の送付があったときは、記載内容を確認のうえ受理し、廃止に係わる所定の事務処理をする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成２年１月１日から実施する。

ただし、この要領は平成３年１月分の保育料から適用する。

附則

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

ただし、延長保育料にあつては、平成１７年４月分（平成１７年５月３１日振替分）より適用する。

附則

この要領は、平成２６年１月１日から施行する。

附則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和元年１０月２５日から施行し、令和元年１０月１日から適用する。